

# 静岡県知事選挙の投票日



大切な  
あなたの一票

## 問合せ

伊豆の国市選挙管理委員会(総務課)  
電話 055 948 1411

静岡県知事選挙が七月五日(日)に行われます。

私たち静岡県のリーダーを選ぶ大事な選挙です。あなたの大切な一票を県政に生かすよう、必ず投票しましょう。



## 投票時間

7:00 ~ 20:00

\*第14投票所高原公民館、第15投票所みどり区自治会館、第26投票所長者原公民館は、18:00まで。

## 開票

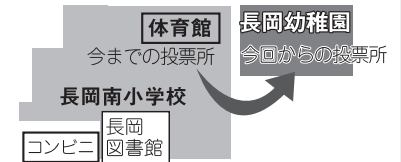
投票日の21:00 ~ 市役所3階第1会議室で行います。

## 投票場所

市内27投票所(入場券に記載されています)

投票区	投票所	住所	投票区の区域
第1	長岡幼稚園(注)	長岡1212番地	天野、長岡の一部、富士見
第2	やすらぎの家	古奈265番地の2	古奈、壺之上
第3	南江間公民館	南江間436番地の1	谷戸、仲之台、鳥打、町屋、大北
第4	長塚公民館	北江間1362番地の2	千代田、長塚、珍野
第5	伊豆の国市役所	長岡340番地の1	長岡の一部、長瀬、小坂、戸沢、花坂
第6	葦山農村環境改善センター	四日町210番地の3	金谷、山木、富士見ニュータウンの一部、土手田
第7	多田公民館	葦山多田573番地	多田、長崎、富士見ニュータウンの一部
第8	葦山生涯学習センター	奈古谷1251番地の1	奈古谷、大仙
第9	原木公民館	原木804番地の1	原木
第10	四日町公民館	四日町652番地の2	四日町
第11	葦山西幼稚園	中條125番地の1	寺家、中條
第12	南條区民ホール	南條1605番地	南條の一部
第13	葦山南小学校体育館	中817番地の1	南條の一部、中、内中、立花台
第14	高原公民館*	中1613番地の87	高原
第15	みどり区自治会館*	奈古谷2216番地の261	みどり、小松ヶ原別荘地
第16	ひまわり保育園大仁分園	大仁229番地	大仁、小室、後山
第17	のぞみ幼稚園	吉田416番地の1	吉田、中島、鍋沢
第18	三福公民館	三福675番地	三福
第19	大仁保健センター	田京131番地	田京
第20	守木公民館	守木76番地の2	原、守木、宗光寺、立花、星和
第21	田中山公民館	田中山1136番地	田中山、土沢
第22	神島集会所	神島1112番地の1	神島
第23	下畑公民館	下畑405番地の2	下畑
第24	浮橋公民館	浮橋895番地の2	浮橋
第25	田原野公民館	田原野94番地の1	田原野
第26	長者原公民館*	長者原1445番地の360	長者原
第27	御門防災センター	御門32番地	御門、白山堂

(注)第1投票区の投票所が長岡南小学校体育館から長岡幼稚園に変更になります。長岡南小学校体育館が耐震工事で使用できないための変更です。



## 投票者の資格

年齢要件 平成元年7月6日以前に生まれた人

住所要件	届出の別	転入届出日・転出日	投票の場所等	(注)
転入の場合	県内の他市区町から転入	平成21年3月17日以前	伊豆の国市で投票できる	ア、ウ
		平成21年3月18日以後	前住所地で投票できる	
	他県から転入	平成21年3月17日以前	伊豆の国市で投票できる	
		平成21年3月18日以後	投票できない	
転出の場合	県内の他市区町へ転出	平成21年3月17日以前	新住所地で投票できる	イ、ウ
		平成21年3月18日以後	伊豆の国市で投票できる	
	他県へ転出	転出時期にかかわらず、投票できない		
		市内転居をした場合		

(注)ア) 転入届出前(転出前)の市区町の選挙人名簿に登録されていない場合は投票できません。  
イ) 転出先市区町の選挙人名簿に未登録の場合は投票できませんが、伊豆の国市の選挙人名簿に登録が残っている間(転出後4カ月を過ぎると登録は抹消)は、伊豆の国市で投票できます。  
ウ) 転入届出前(転出前)の市区町で投票する場合には、引続居住証明書が必要。市民サービス課(電話055 948 2901)にお問い合わせください。

## その他

代理投票  
身体の不自由等により、自分で投票用紙に候補者名を書くことができない人は、投票所で係員が秘密を厳守し、投票をお手伝いします。

点字投票  
目の不自由な人は、投票所で点字で投票することができます。

## 期日前投票

投票日に、仕事や旅行などの予定があって投票できない人は、期日前投票ができます。

期間 7月4日(土)まで  
時間 8:30 ~ 20:00

投票所 市役所伊豆長岡庁舎1階災害対策室  
持ち物 投票所入場券(紛失・不達の場合は不要)

\*葦山庁舎と大仁庁舎では、期日前投票を行いませんので、ご注意ください。



## 今を知り 明日をみつめる 暮らしの統計

市では、七月下旬を対象とした調査区域内のすべての世帯に調査員がおり、調査協力に関するリーフレットを配ります。その後、実際に調査にご協力いただく世帯を選出し、八月下旬から調査を開始します。対象調査区の皆さんは、ご協力をお願いします。

国民の生活を所得、消費、資産の三つの側面から総合的に把握する統計調査で、昭和三十四年から五年ごとに実施され、今回が十一回目となります。調査は、全国の世帯から統計上の抽出方法に基づいて選ばれた約五万七千世帯について、九月から十一月の三カ月間行います。調査の結果は、国や地域社会に密着した福祉行政、消費者行政などに役立つ基礎資料となります。

## 統計調査にご協力を

平成21年  
全国消費実態調査

実施期間 9月・10月・11月



問合せ 秘書広報課  
電話 055 948 1431